

令和4（2022）年度 長岡大学シラバス

授業科目名 科目コード	民法（Civil Code） 2013013-033					担当教員	井上 芳 （イノウエ カオル）		
科目区分	教養科目	必修・ 選択区分	選択	単位 数	2	配当年次	1年次	開講期	前期
科目特性	■知識定着・確認型 AL（振返りを講義時に実施） ■協同学修型 AL（演習時グループ・ワークを実施）								

① 授業のねらい・概要
■授業の目的(ねらい)： (i) 民法は我々の財産関係の社会活動を法的に構成し、利害関係の調整・規制を図る法律である。 (ii) 本講はこの民法を試験科目とする就職試験に対処する基礎知識の習得を目的としている。 ■概要： (i) 就職試験における民法科目は基本条文が問われており、まず頻出条文の知識を習得させる。 (ii) その後、最近の判例の理解を深めるように指導する。
② ディプロマ・ポリシーとの関連
■地域社会に貢献する姿勢/職業人として通用する能力 （職業遂行における地域社会との関わりに鑑み、そのための法律上の基礎知識を付与する。）
③ 授業の進め方・指示事項
■授業の進め方： (i) 就職試験に必要な項目を重点に、テキストの解説を実施する。 (ii) 事例と過去問の解説を実施する。 ■指示事項： (i) 各節のポイントの自宅復習に努める。
④ 関連科目・履修しておくべき科目
なし
⑤ 評価 A に対応する具体的な学習到達目標の目安
(i) テキスト記載の民法用語を理解し、民法の全体像を説明できる。 (ii) テキスト記載の過去問を自力で回答できる。
⑥ テキスト（教科書）
(i) 伊藤塾の公務員試験「民法」の点数が面白いほどとれる本
⑦ 参考図書・指定図書
なし

⑧ ルーブリック					
評価項目	評価基準				
	S	A	B	C	D
	到達目標を越えたレベルを達成している	到達目標を達成している	到達目標達成にはやや努力を要する	到達目標達成には努力を要する	到達目標達成には相当の努力を要する
(i) テキスト記載の民法用語を理解、民法の全体像の説明	民法の全体像や民法用語に関してテキスト等へ頼らず説明でき、授業内容を超えた学修成果を示せる	民法の全体像や民法用語に関してテキスト等へ頼らず説明できる	民法の全体像や民法用語に関してテキスト等を見ながら説明できる	民法の全体像や民法用語に関してテキスト等を見ながら、さらに教員等の支援を受けて説明できる	民法の全体像や民法用語に関して資料等を見ても、教員等の支援を受けても説明できない
(ii) テキスト記載の過去問の回答	テキスト記載の過去問の回答を資料等に頼らず他者に説明でき、授業内容を超えた学修成果を示せる	テキスト記載の過去問の回答について資料等に頼らず説明できる	テキスト記載の過去問の回答について資料等を見ながら説明できる	テキスト記載の過去問の回答について資料等を見ながら、さらに教員等の支援を受けて説明できる	テキスト記載の過去問の回答について資料等を見ても、教員等の支援を受けても説明できない

⑨ 学習の到達目標（評価項目）とその評価の方法、フィードバックの方法								
学習到達目標（評価項目）	試験	小テスト	課題	レポート	発表・実技	授業の参加・意欲	その他	合計
総合評価割合	50%		20%			30%		100%
(i) 演習問題の回答力	30%		10%			20%		60%
(ii) 法律用語の理解力	20%		10%			10%		40%
フィードバックの方法	講義終了時、自宅での復習課題を課し、次回講義で説明する。							

⑩ 担当教員からのメッセージ（昨年度授業アンケートを踏まえての気づき等）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公務員試験受験だけでなく、社会人としての民法知識理解の為の受講としてお勧めします。 ■ 社会生活をおくる上で必須な知識で、学生生活のうちに一度は学んでいただきたいと思ひます。

⑪ 授業計画と学習課題			
回数	授業の内容	授業外の学習課題と時間（分） （※特別な持参物）	
1	ガイダンス・民法の概要 （民法とは？民法の全体）	各節の、「ポイント」復習	60分
2	民法総則 1 （権利/意思/行為 能力）	各節の、「ポイント」復習	60分
3	民法総則 2 （物、契約成立/有効要件）	各節の、「ポイント」復習	60分
4	民法総則 3 （契約の効果帰属要件）	各節の、「ポイント」復習	60分
5	民法総則 4 （条件と期限、時効）	各節の、「ポイント」復習	60分
6	物権 1 （物権の性質、物権変動）	各節の、「ポイント」復習	60分
7	物権 2 （占有権、所有権、用益物権）	各節の、「ポイント」復習	60分
8	債権 1 （債権とは？債務不履行、他）	各節の、「ポイント」復習	60分
9	債権 2 （債権譲渡、債権総論）	各節の、「ポイント」復習	60分
10	債権 3 （債権各論、委任契約）	各節の、「ポイント」復習	60分
11	債権 4 （不当利得、不法行為）	各節の、「ポイント」復習	60分
12	家族法 1 （親族法、婚姻）	各節の、「ポイント」復習	60分
13	家族法 2 （親子関係）	各節の、「ポイント」復習	60分
14	相続法 1 （相続人、相続放棄/承認）	各節の、「ポイント」復習	60分
15	相続法 2 （遺言、遺留分）	各節の、「ポイント」復習	60分

⑫ アクティブラーニングについて	
<ul style="list-style-type: none"> ■協同学修型ALを採用する。 ■各内容について講義と問題演習を行う。 ■学生自ら及び学生チームで演習問題を解かせ、条文等の理解力を高めさせていく。 	

※以下は該当者のみ記載する。

⑬ 実務経験のある教員による授業科目
実務経験の概要
<ul style="list-style-type: none">■金融機関では、支店営業での営業推進/審査部で融資先審査・企業再生/市場営業部で市場性商品相談/事務統括部で市場性商品運用/国際業務部で取引先国際化支援・営業店指導/外為 Web 取引及び各国取引等相談、等の役職経験がある。■システム開発会社では、システム設計/システム開発/システム運用、等の役職経験がある。■手形交換所では、地域金融機関の業務支援/信用情報管理/法人運営管理などの管理経験がある。■経営コンサルタントとして、にいがた産業創造機構の事業承継エリアコーディネーター/海外展開支援専門家/地域中小企業各社の経営指導/M&Aアドバイザーなどの経験がある。
実務経験と授業科目との関連性
<ul style="list-style-type: none">■金融機関での、顧客資金管理における民法をベースとした法的相談対応経験は、本講義との関連が高い内容である。また顧客審査における企業経営の確認において、民法を踏まえた判断を実施しており、その経験が本講義実施に生かされる。■経営コンサルタント業務では、経営指導対応や事業承継対応・M&A アドバイスで民法を意識した対応が不可欠で、本授業科目との関連が極めて高い業務を実施している。その経験も講義実施に生かせることになる。